

ジクロロメタン等有機溶剤 10 物質とジメチルー2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)が特定化学物質として規制されます

厚生労働省はジクロロメタン等有機溶剤 10 物質^{*}と DDVP を特定化学物質として規制することとし、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案を発表しました。(平成 26 年 7 月 24 日)

公布予定日:平成 26 年 8 月公布

施行予定日:同年 11 月 1 日予定

[改正の概要]

1. ジクロロメタンをはじめとする有機溶剤 10 物質を特定化学物質に移行

これらの物質を使用して有機溶剤業務を行う場合には、現行の化学物質の発散を抑制するための設備の設置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施、作業主任者の選任などの有機溶剤中毒予防規則に基づく措置に加え、健康診断や作業環境測定の結果、作業の記録などを **30 年保存**することが義務付けられます。

2. ジメチルー2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)を特定化学物質に追加

DDVP を含む製剤の成形、加工又は包装業務を行う場合には、新たに、化学物質の発散を抑制するための設備の設置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施、作業主任者の選任などが義務付けられ、健康診断や作業環境測定の結果、作業の記録などを **30 年保存**することが必要となります。

※ ジクロロメタンをはじめとする発がんのおそれのある有機溶剤 10 物質

- ・ クロロホルム
- ・ 四塩化炭素
- ・ 1,4- ジオキサン
- ・ 1,2- ジクロロエタン(1,2-ジクロロエタン、別名二塩化エチレン)
- ・ ジクロロメタン(ジクロロメタン、別名二塩化メチレン)
- ・ スチレン
- ・ 1,1,2,2- テトラクロロエタン(1,1,2,2-テトラクロロエタン、別名四塩化アセチレン)
- ・ テトラクロロエチレン(テトラクロロエチレン、別名パークロロエチレン)
- ・ トリクロロエチレン(トリクロロエチレン)
- ・ メチルイソブチルケトン(MIBK)

